【規程番号　神女院Ｖ－021】

神戸女子大学大学院家政学研究科論文博士論文の審査に関する申し合わせ

１．学位申請予定者の語学力の確認は、大学院入学試験時に行う。語学試験合格と判定されてから３年以内に学位を申請する。

但し、大学院博士後期課程に修業年限以上在学し、退学した者が、退学後３年以内に論文提出による学位の審査を申請した時は、語学力の確認を免除できる(学位規程第８条の２)。

２．研究科長は提出された論文要旨のコピーを家政学研究科委員会開催前日までに家政学研究科委員に配布する。

３.予備審査委員会の設置

論文作成指導教員または論文紹介教員が論文内容を紹介した後、論文内容に関連した分野の専攻主任の推薦を基に家政学研究科委員会で予備審査委員3名を決定する。主査は学位論文予備審査委員の互選により決める。

４.予備審査委員会は、申請書類の点検、研究歴の調査、論文内容の審査と指導を行い、学位論文審査の可否を家政学研究科委員会に報告する。

５．研究科委員会は、予備審査委員会の報告に基づいて学位論文審査委員会を設置する。

６．研究科長は予備審査委員会で承認された論文要旨のコピーを家政学研究科委員に配布する。

７．学位論文審査委員会

１）論文内容に関連した分野の専攻主任の推薦を基に家政学研究科委員会で３名以上(外部審査委員を含む）の学位論文審査委員を決定する。主査は学位論文審査委員の互選で決める。

２）申請論文に関与した教員（論文作成指導教員、論文紹介教員、実験指導教員など）が審査委員（主査・副査）にはなることは好ましくないが、指導教員が審査委員に含まれる場合には、審査委員を４名以上とし、原則1名は外部審査委員とする。指導教員が審査委員長となる場合には、必ず外部審査委員を加えることとする。

３）大学院の博士後期課程を修了した者と同等以上の学力を有することを確認する。

４）博士論文の審査は､学位授与の申請を受理した日から１年以内に終了しなければならない(学位規程第９条の２)。

８．提出された論文は公開博士論文討論発表会前の一週間以内に回覧に供する。

９．博士論文の審査及び試問と公開の博士論文討論発表会を行う。発表会の日時、場所、論文題目は神戸女子大学ホームページに掲載する。

10. 専門分野をはじめ総合的な知識に関しては、公開博士論文討論発表会における試問に対する回答をもって評価する。

１）申請者は博士論文討論発表会における主な試問に対する回答を討論発表会終了後1週間以内に審査委員会に提出する。

11. 審査委員長は公開博士論文討論発表会における試問に対する回答を家政学研究科委員に配布し、審査結果を家政学研究科委員会に報告し、投票にて合否を議決する。

１）議決を行う研究科委員会は、委員の3分の2以上の出席を必要とする。

２）適格の議決は、出席委員の3分の2以上の賛成を必要とする。白票は「否」と見なす。

３）学長への報告には、「合」「否」のみとし、票数は記載しない。

12. 博士論文の全文を原則として機関リポジトリに登録する。

1）審査報告の全文または要約したものも同様に機関リポジトリに公開する。